

新型コロナウイルス感染症対策本部 第49回本部員会議
知事メッセージ（令和4年2月18日）

県内の感染状況は、新規感染者数が先週まで横ばい傾向でしたが、今週に入り増加が見られ、県全体の10万人当たりの直近1週間の新規感染者数が100人を超える水準に感染が拡大しています。

感染の場面は、これまでの教育・保育施設、学校でのクラスターに加え、家庭や職場、福祉施設等に拡大しています。10代以下の若年層のほか、高齢者や基礎疾患のある方の感染も増加しています。

高齢者や基礎疾患のある方は、コロナ感染による肺炎が見られなくても、誤嚥性肺炎や基礎疾患の増悪など重症化するおそれがあります。

医療機関では、感染者の急増、また医療従事者が濃厚接触者となり職場に勤務できないことなどから、医療現場の負荷が高まっています。

更なる感染拡大による手術や検査、救急医療などの一般医療への影響が懸念されます。

今、国の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードによれば、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策の強化・徹底及び現在の感染状況を市民や事業者の皆様と広く共有して、感染拡大防止に協力していただくことが不可欠とされています。

岩手県においても、今般、岩手県新型コロナウイルス感染症専門委員会から、オミクロン株の特徴を踏まえた感染対策について、アドバイスを頂きましたので、県民や事業者の皆様に実践して頂きますようお願いします。

学校、幼稚園・保育所等においては、

- ・ 職員や保護者のマスクの着用、遊具等のこまめな消毒などの基本的な感染対策を徹底するようお願いします。
- ・ 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲でマスク着用をするようお願いします。
- ・ 発熱症状等がみられる場合には、登校、登園を自粛するようお願いします。

高齢者施設においては、

- ・ 入所者や職員の健康状態を把握・記録し、感染している可能性のある方の早期の把握をお願いします。
- ・ ワクチンの追加接種を希望する方には早期の接種をお願いします。

職場においては、

- ・ テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減に取り組むようお願いします。

また、本県においても、今日現在、1,600人を超える方々に自宅療養していました。

自宅療養をされている方にお願いがあります。

自宅療養中に、体調に問題がないこと、病院の定期通院などを理由に外出される事例の報告がありました。

自宅療養中の外出は、厳に慎んで頂きますようお願いします。

体調が悪い時には、速やかに保健所やいわて健康観察サポートセンターへ連絡頂きますようお願いします。

食品が必要な場合は、保健所やいわて健康観察サポートセンターへ連絡頂ければ、食事セットをお届けします。

県民の皆様には、暮らしと健康を守るため、繰り返しになりますが、今一度、基本的な感染対策の再徹底をお願いします。

令和4年2月18日
岩手県知事 達増 拓也

オミクロン株に対する対策本部の取組（概要）

第 49 回本部員会議資料
令和 4 年 2 月 18 日
復興 防災 部

日付	感染状況	対策本部	医療・保健所体制	ワクチン接種	その他 (主な通知等)
1/8 2.7	・第 46 回対策本部員会議開催 (「岩手警戒宣言」発出)				・関係団体、学校、市町村教育委員会等への通知（「岩手警戒宣言」）
1/11 3.1				・市町村への通知 (小児向け接種体制確保)	
1/13 3.4	・新聞広告による周知 (「岩手警戒宣言」、PCR 検査等の無料検査)				
1/14 5.1		・早期退院、早期退所等の運用開始	・県と市町村の意見交換 会（Web） (3 回目接種、小児接種体制)		・高齢者施設等への通知 (感染対策の再徹底、応援体制等)
1/17 7.8		・経口治療薬の取扱葉局の追加登録 ・保健所支援本部の稼動			・障がい者施設・事業所及び市町村への通知 (感染対策の再徹底、応援体制等)
1/20 11.1					・沖縄県への医療従事者（医師 1 名、看護師 2 名）の派遣
1/22 12.4		・医療フェーズの切替 (フェーズ 1 → フェーズ 2)			
1/23 15.2	・第 47 回対策本部員会議開催 (「岩手緊急事態宣言」発出、「いわて旅応援プロジェクト」の一時停止基準)				・関係団体、学校、市町村教育委員会等への通知（「岩手緊急事態宣言」）
1/24 19.2		・保健所支援・本庁派遣チームの派遣 (中部保健所)			

※感染状況 岩手県内の 1 週間の新規感染者数（人口 10 万人対）

日付	感染状況	対策本部	医療・保健所体制	ワクチン接種	その他 (主な通知等)
1/25	28. 9		・「いわて医療福祉施設等クラス ター制御タスクフォース（ICAT・ DMAT）」派遣 (中部保健所管内高齢者施設)		
1/27	42. 4			・市町村への通知（3回 目接種の円滑な実施）	
1/28	50. 9				・学校支援体制の強化 (情報収集・相談窓口班、学校等支 援班設置)
2/1	70. 8	・第48回対策本部員会議開催 (「岩手緊急事態宣言」改訂)	・自宅療養の順次開始 ・医療フェーズの切替え (フェーズ2→フェーズ3) ・保健所支援本部の体制強化		・関係団体、学校、市町村教育委員 会等への通知 (「岩手緊急事態宣言」改訂)
2/2	74. 8			・市町村への通知 (3回目接種の前倒しと 接種の加速化)	
2/3	77. 8		・保健所への通知 (積極的疫学調査等の重点化) ・医療機関への通知 (同居家族等の検査実施)		・市町村に通知 (保育所等の感染対策)
2/4	83. 0		・「いわて医療福祉施設等クラス ター制御タスクフォース（ICAT・ DMAT）」派遣 (二戸保健所管内高齢者施設) ・保健所支援・本庁派遣チームの派 遣（盛岡市保健所） ・いわて健康観察サポートセンター の設置		・障がい者施設・事業所及び市町村 への通知 (社会機能維持者が濃厚接触者にな った場合の対応)

日付	感染状況	対策本部	医療・保健所体制	ワクチン接種	その他 (主な通知等)
2/5	82. 2		<ul style="list-style-type: none"> 医療機関への通知（自宅療養者への対応） 「いわて医療福祉施設施設等クラスター制御タスクフォース（ICAT・DMAT）」派遣（盛岡市保健所管内高齢者施設） 		
2/7	80. 0		<ul style="list-style-type: none"> 保健所支援派遣チームによる保健所支援体制の強化 		
2/8	82. 6			<ul style="list-style-type: none"> 市町村への通知（保育所等の体制支援、教職員のワクチン接種等） 	
2/9	87. 0	・県市町村連携推進会議の開催（新型コロナ感染症対策、ワクチン接種体制等）		<ul style="list-style-type: none"> 市町村への通知（障害福祉サービス利用者等へのワクチン接種） 市町村への通知（保育所の感染対策及び業務継続） 	
2/10	88. 2		<ul style="list-style-type: none"> 「いわて医療福祉施設等クラスター制御タスクフォース（ICAT）」派遣（一関市保健所管内高齢者施設） 教育委員会へ協力依頼（積極的疫学調査等の重点化） 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設等への通知（初動対応の留意点） 市町村への通知（代替保育等に係る財政支援） 学校、市町村教育委員会への通知（感染者が確認された場合の積極的疫学調査等への協力等） 	
2/15	93. 9		<ul style="list-style-type: none"> 「いわて医療福祉施設等クラスター制御タスクフォース（DMAT）」派遣（盛岡市保健所管内高齢者施設） 	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体への周知（傷病手当金支給に係る財政支援） 	
2/16	99. 8			<ul style="list-style-type: none"> 県集団接種の予約を開始 	
2/17	106. 9		<ul style="list-style-type: none"> 「いわて医療福祉施設等クラスター制御タスクフォース（DMAT）」派遣（盛岡市保健所管内高齢者施設） 関係団体への周知（透析患者の医療提供体制確保） 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者施設・事業所及び市町村への通知（初動対応の留意点） 	

新型コロナウイルス感染症に関する社会生活・経済活動を支える県の主な取組

(1)経済活動関係

【令和3年度】 (R4.2.18現在)

分類	事業名	予算額	内容	単位：千円
資金繰り支援	新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金（貸付）	33,333,334	○対象者：売上が減少し、セーフティネット保証4号、5号、危機開運保証のいずれかの認定を受けている事業者 融資限度額：6,000万円 融資利率：年1.4%以内（当初3年間無利子） 保証料率：全額補給 取扱期間：～令和3年5月末	
	新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金（貸付）	37,333,334	○対象者：売上が減少し、危機開運保証又は伴走支援型特別保証の認定を受けている中小企業者 融資限度額：最大1億2,000万円 融資利率：1.4%以内（固定）1.2%以内（変動） 保証料率：年0.2%～0.4% 取扱期間：令和3年4月1日～	
	合計	70,666,668		
経営支援	地域企業経営支援金支給事業費（支援金支給）	4,688,328	○令和3年4月から令和3年10までの期間において、感染症対策や業態転換等に取り組みながら事業を継続し売上が前々年同月比で50%以上減少又は連続する3か月の売上の合計が前々年同期比で30%以上減少している中小企業者等に支援金を支給 支給額：1店舗等当たり最大30万円（1事業者当たり最大150万円） 対象業種：卸売業、小売業（無店舗営業含む）、宿泊業、飲食業、その他サービス業（リーンアス含む） ※ 岩手緊急事態宣言の期間を含んで支援金額の算定を行う場合に限り、1店舗当たり最大40万円 ※ 令和4年1月14日で受付終了 支給額：1店舗当たり200万円	
	中小企業事業再生支援事業費（支援体制強化）	12,006	○感染防止対策を徹底するための認証制度に対応した飲食事業者に支援金を支給	
	事業継続伴走型支援事業費（支援体制強化）	132,467	○中小企業・小規模企業者、各種組合等を対象として、各商工会・商工会議所・商工会連合会及び岩手県中小企業団体中央会において、新型コロナウイルス感染症対策の経営相談等に対応	
	合計	5,432,801		

分類	事業名	予算額	内容
感染拡大防止	観光宿泊施設緊急対策事業費 (感染症対策経費支援)	440,000	○宿泊事業者が行う感染症対策機器の導入やワーケーションスペースの設置等に要する経費の一部を支援 補助率：1/2　補助上限額：1 施設当たり1500万円
	いわて働き方改革加速化推進事業費 (テレワーク導入推進事業費補助) (感染症対策経費支援)	105,000	○新たに中小企業者等が行うテレワークの導入に要する経費を支援 補助率：2 / 3　限度額：200万円/事業者
	合計	545,000	
消費喚起	いわて旅応援プロジェクト推進費 (宿泊割引、宿泊関連事業者支援)	6,900,761	○県民及び隣県県民を対象とした旅行代金の割引や土産物店等で使用できるクーポン券を発行 助成額：宿泊旅行代金の1 / 2 の金額（1人泊当たり5千円を上限）、日帰り旅行代金の1 / 2 の金額（1人当たり5千円を上限）、土産物店等で使用できるクーポン券の発行：2 千円（宿泊、日帰り） ※第1弾(令和3年8月)で事業終了。第2弾を令和3年10月1日から再開 ※令和3年12月11日から隣県県民に対象を拡大
	三陸観光バス運行支援事業費補助	7,200	○旅行社が三陸地域を周遊する観光バスを運行した場合に要する経費を支援 補助上限額：1台1運行当たり5万円（三陸地域への宿泊あり）、1台1運行当たり2万円（三陸地域への宿泊なし）
	観光バス等旅行商品造成支援事業費補助	150,000	○旅行社が貸切観光バスを使用するツアーやオンラインツアーやの造成を実施した場合に要する経費を支援 補助上限額：バス1台当たり5万円、オンラインツアーや1商品当たり5万円
いわて飲食店応援事業費 (飲食割引)	120,513	○「いわてGo To Eatキャンペーン」の第2弾として、感染症対策の認証制度に対応した飲食店で使用できるブレミアム付き食事券（1冊4,000円（額面5,000円））を発行 ※ 利用期間：令和3年10月2日～令和4年1月16日	
買うなら岩手のもの運動展開事業費	75,655	○県産品の販売を促進するためのキャンペーンや、事業者のネット通販への参入、事業者のネット通販への参入、買うなら岩手のものバーチャル物産展、県産衣料品の販路拡大の取組を支援	
合計	7,254,129		

分類	事業名	予算額	内容
米価下落対策	いわてお米ブランド化生産販売戦略推進協議会負担金	128,000	県産米の販路拡大・顧客開拓に向けた観光キャンペーンやアンテナショップ等と連携した試供米等の配布等による販売促進
	合計	128,000	

(2) 社会生活関係

分類	事業名	予算額	内容
			【緊急小口資金】 賃付上限額：10万円（特に必要な場合：20万円）、据置期間：1年以内（注）、償還期限：2年内、無利子・保証人不要 (注) 令和4年12月末日以前に償還が開始となる貸付けについては、令和4年12月末日まで据置期間を延長。 (特例貸付の新規受付期間は令和4年3月末まで)
福祉	生活福祉資金貸付事業推進費補助	2,681,790	【総合支援資金】 賃付上限額：2人以上世帯は月20万円、単身世帯は月15万円、貸付期間：原則3月以内、据置期間：1年以内（注）、償還期限：10年以内、無利子・保証人不要 (注) 令和4年12月末日以前に償還が開始となる貸付けについては、令和4年12月末日まで据置期間を延長。（特例貸付の新規受付期間は令和4年3月末まで） 賃付限度額に到達するなど特例貸付を利用できない世帯で収入・資産・求職活動等の各要件を満たす世帯に対する支援金 支給額（月額）：単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円、支給期間：申請月から3か月、申請受付期間：令和4年3月末まで
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費	243,000	新型コロナウイルス感染症対応生活困窮者冬季特別対策事業費補助
		257,648	困窮する高齢者世帯等に対し、市町村が光熱費や防寒用品等の助成を行った場合に、県がその経費の一部を支援
	合計	3,182,438	

岩手県における新型コロナウイルス感染症に関する見解

令和4年2月18日
岩手県新型コロナウイルス
感染症対策専門委員会

新型コロナウイルス感染症について、県内におけるオミクロン株による感染例が拡大していることを踏まえ、下記のとおり専門委員会の見解を示します。

記

1 現状分析

(1) 国内での感染状況について（国公表資料から）

ア 全国の新規感染者数は、2月17日現在、実効再生産数及び今週先週比が1以下と、直近の1週間合計では減少に転じている。しかし、感染は家庭、学校、保育所、職場、介護福祉施設などの場で継続していると考えられる。

イ 全国の感染者数の減少傾向が続いても、当面は多くの地域で軽症・中等症の医療提供体制のひっ迫と、恒例の重症者数の増加による重症病床使用率の増加傾向が続く可能性がある。今回の感染拡大における死者は、高齢者が中心である可能性が示された。

(2) オミクロン株の特徴（国公表資料から）

ア 潜伏期間が約3日（デルタ株では約5日）、世代時間の中央値が約2日（デルタ株では約5日）で、デルタ株に比べて感染拡大のスピードが極めて速い。

イ 初めに軽症者の数が急激に増加し、救急外来などを含め地域医療に負荷が生じ、その後高齢者に伝播し、重症者数・入院者数も増加し、医療全体がひっ迫し、さらに社会機能の維持も困難になることが懸念される。

ウ 基礎疾患や肥満を有しない50歳未満の感染者の多くは、感染しても症状は軽く、自宅療養で軽快している。

エ オミクロン株の主たる感染伝播の場面は、全国的に見て、これまで同様、三密回避が守られていない大人数・大声で、換気の悪い場所でのパーティーや会食などであり、このような場面で多数のクラスターが発生している。

オ 家庭内での二次感染率が高く、高齢者や小児への感染が増加している。

(3) 行政の対応状況

ア 岩手県においては、感染急拡大により、病床や宿泊療養施設の使用率が増加していることから、2月1日、新型コロナウイルス感染症に係る医療体制をフェーズ3に切り替えた。

イ 高齢者や基礎疾患を有する方などに必要な医療を適切に提供するとともに、救急医療などの一般医療への影響を最小限に止めるため、地域の診療・検査医療機関、

いわて健康観察サポートセンター等による健康観察、医療支援等の体制を県医師会等と構築し、実施可能な地域から順次自宅療養を開始している。

ウ 学校、教育・保育施設、高齢者施設等での感染拡大を受け、各施設の管理者等に対し、感染対策の具体的な留意事項等について改めて通知を行うなど、行政分野別に注意喚起に努めている。

2 専門委員会としての見解

(1) オミクロン株の特徴を踏まえた感染対策

ア 学校・幼稚園・保育所等においては、多くの地域で新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が増加している。感染拡大のスピードが極めて速いという特徴があることから、飛沫感染防止のため、教育・保育施設の職員や保護者のマスク着用に加え、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲でマスク着用を推奨する。また、接触感染防止のための遊具等のこまめな消毒や、自治体による教職員や保育士などに対する積極的なワクチンの接種促進が必要である。

学校においては、児童生徒、教職員の毎日の検温、健康状態の把握、発熱症状等が見られる場合の登校自粛の徹底、必要に応じた時差通学の実施等の対策とともに、感染確認時における保健所との連携・協力が求められる。あわせて、流行の可能性が高い不特定の集団（学校や施設、職場など）との交流が避けられない場合には、交流場面以外（家庭内を含む）における一步踏み込んだ感染対策の工夫が求められる。

イ 高齢者施設においては、入所者及び従事者に対する日常的な健康状態の把握・記録、ワクチンの追加接種を躊躇なく進めるとともに、可能な場合には有症状の従業者等に対する積極的検査を実施し、防ぎ得ない施設内感染の範囲を最小に抑止する事前計画を考慮することも検討すべきである。また、施設等における感染管理や医療に関しては、いわて医療福祉施設等クラスター制御タスクフォースなど外部専門家の助言による支援が重要であり、クラスター対策を想定した事前準備を進めるべきである。

ウ 職場においては、社会機能維持のため、職域における感染の拡大を想定して業務継続計画を早急に点検することに加え、企業におけるテレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を取り組むとともに、食事や休憩の際に三密を避ける行動を徹底するなど、接触機会を可能な限り低減することが求められる。また、従業員の迅速な健康状態把握が必要であり、体調不良時には出勤を控えるよう従業員に徹底することに加え、特段の禁忌事由がない限りにおいて職域におけるワクチンの追加接種を積極的に進めるべきである。

エ 特にも、感染拡大している地域においては、家庭内に持ち込まれ、二次感染により高齢者や小児への感染の増加が明らかであるため、家庭においては、普段より、基本的感染対策を徹底するとともに、診断の有無にかかわらず有症状時の行動ルールを検討するなど、感染した場合に家族全員が罹患しないための工夫が求められる。さらに、感染のリスクが高いことが判明している会合や会食については、原則とし

て避けていただくこと、参加が避けられない場合には参加の前後数日間（概ね5日間程度）の自己隔離（対人交流の抑制と健康観察）を考慮するなどの踏み込んだ対策が求められる。

(2) 県民の皆さんへのアドバイス

- ア 基本的な感染対策（マスクの正しい着用、手洗い・手指消毒、ゼロ密、適切な換気等）は、オミクロン株にも有効であり、冬季に流行する多くの感染症対策の観点からも、日常的に励行すること。特に、マスクについてはあらゆる対人交流の前提として、飛沫抑制効果の高い不織布製を推奨します。
- イ 外出の際には、混雑する場所や換気が悪く大声を出すような場面を避けることが行動の基本です。健康状態が確認できない人々との交流や人々の移動は、理由にかかわらず感染が拡大の引き金になることから、職場の同僚や友人など親しい間柄であってもより厳密な感染対策に努力するとともに、必要な社会活動、経済活動を継続するためにも、基本に立ち返っての注意を怠らないようお願いします。
- ウ 会食については、換気等の感染防止対策がしっかりとしている第三者認証店を利用することはもちろん、食事中は黙食、会話時にはマスクの着用に努めること、利用者は原則としてワクチン接種を前提とすること等を推奨します。併せて、参加者については健康状態確認（会食前後7日程度）を自主的に行うようにしてください。
- エ 都道府県をまたぐ移動に関しては、まん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えるとともに、感染が拡大している地域との往来については、慎重な検討を行い、やむをえない場合にも往来前後の外出や面会の抑制を推奨します。
- オ 県内の感染状況は、誰もがいつ感染者や濃厚接触者になってもおかしくない状況であることから、感染者等になった後の流れを平時からホームページ等で確認しておくことや、1週間程度自宅で生活できるような生活物資の備蓄、感染確認となった場合の職場での調整をしておくことを推奨します。
- カ ご自身やご家族の生活と生命を守るために、軽度の発熱や倦怠感、上気道症状など少しでも体調に変化を感じた場合は、新型コロナウイルス感染症である確率がこれまで以上に高まっていることから、直ちに外出や面会を控え（自己隔離）、医師の診断や積極的な検査を強く推奨します。

自宅療養について

1 自宅療養者の支援状況等

(1) 自宅療養者の支援体制

自宅療養の導入（2月1日）以降、保健所が協力医療機関と連携して健康観察などの自宅療養者の支援を行ってきたが、「いわて健康観察サポートセンター」の本格運用（2月7日）以降は、各保健所の状況に応じて適宜役割分担しながら、順次、センターへの移管を進め、保健所とセンター、協力医療機関の連携により、自宅療養者の支援に取り組んでいる。

(2) 診療・検査医療機関における健康観察の対応状況

協力医療機関 159箇所（2月15日時点、全圏域に設置）

(3) その他

パルスオキシメーターは、今後、自宅療養者が増加しても十分な数を確保済み。食糧支援についても、自宅療養者の状況に応じ、提供を行っている。

2 いわて健康観察サポートセンターの対応状況

(1) 業務内容

健康観察、相談対応及び必要に応じた食料品の提供等

(2) 開設時間

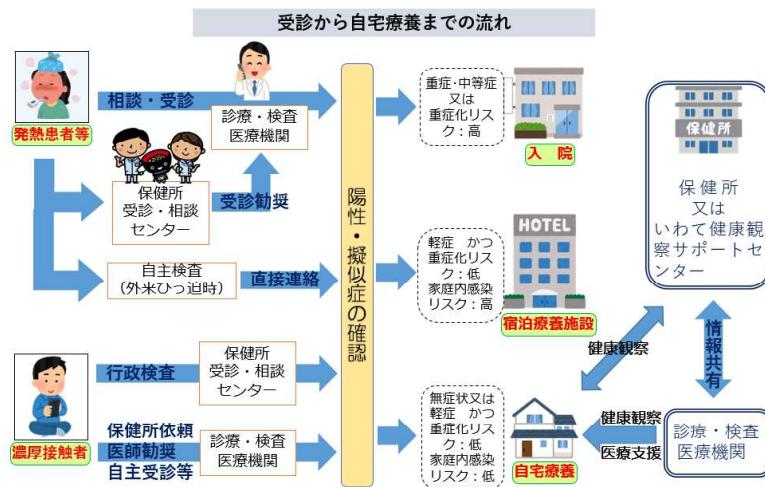
午前9時から午後5時（夜間緊急時等は保健所が対応）

(3) 職員体制

県庁保健所支援本部職員 8名（設置時（2月4日）から4名増員）

岩手県看護協会からの派遣看護師 5名（〃 1名増員）

計 13名（〃 5名増員）



3 自宅療養される方へのお願い等（詳細別紙）

- 自宅療養中は、外出は厳禁であること。**
- 1日2～3回、体温、血中酸素濃度の測定を行っていただきたいこと。
- 体調が悪い時には、速やかに保健所やいわて健康観察サポートセンターへご連絡いただきたいこと。
- 療養解除の決定は保健所が行い、保健所やいわて健康観察サポートセンターから連絡すること。

自宅療養を開始される皆様へ

このしおりは、新型コロナ感染症により自宅療養されることになった方へ、ご留意いただきたい点や健康管理の方法、症状悪化時の対応などについてまとめたものです。

療養中は外出できないなどご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

1. 療養生活について

- 自宅療養中は外出は厳禁です。
- 生活用品や食料品はご自宅にあるもの、又は差し入れやご自身でインターネット通販等を利用して調達いただくようお願いします。
- 受け取りの際は、置き配にて受け取るように(対面しないよう)手配してください。宅配ボックスも利用しないでください。
- 支援を受けられない方やインターネット通販の商品が届くまでの間食品が不足する方には、保健所やいわて健康観察サポートセンターより食事セットをお渡しいたします。
- 基本的に離乳食やアレルギー等の特別食には対応できませんので、ご注意ください。
- ゴミは袋の口をしっかりと閉じ、ゴミ袋は二重にしましょう。
療養解除後3日以上経ってから自治体のルールに従って廃棄してください。
- かかりつけ医や定期的な通院先がある場合(特に妊娠中の方等)は、必ずその医療機関に連絡し、どのような療養の仕方が望ましいか助言を受けてください。
- その他お困りごとがありましたら、保健所やいわて健康観察サポートセンターへご連絡ください。

2. 健康観察について

- 1日2～3回、体温、血中酸素濃度の測定を行っていただきます。
- 保健所やいわて健康観察サポートセンターの担当者が定期的に体調確認の電話をしますので体調などの報告をしてください。
- 体調が悪い時には速やかに保健所やいわて健康観察サポートセンターへご連絡ください。

3. 療養解除について

- 療養解除の決定は保健所が行い、保健所やいわて健康観察サポートセンターから連絡いたします。
- パルスオキシメーター、体温計を貸し出しした場合は、返却いただきますので大切にご使用ください。
- 療養解除後、保健所やいわて健康観察サポートセンターから指示のあった方法により体温計、パルスオキシメーターをご返却ください。
- ※ 万が一破損した場合でも必ず返却してください。

新型コロナワクチン接種の進捗状況等について

1 3回目接種の前倒しの概要

(1) 国の方針

オミクロン株の感染拡大を踏まえ、2回目接種終了からの接種間隔が以下のとおり短縮。

対象者	R4.1月	2月	3月～
医療従事者、高齢者施設等の入所者等	6か月		
一般の高齢者	8か月	7か月※	6か月
64歳以下	8か月※	7か月※	

※接種終了が見込まれる市町村にあっては、順次、接種間隔の短縮も可能。

(2) 本県へのワクチン供給の見通し

県内では、令和4年8月までに接種間隔が6か月経過する方が約101万5千人程度見込まれるのに対し、ファイザー社ワクチンが約55万8千回、モデルナ社ワクチンが約54万9千回、合計約110万7千回供給され、必要な総量は確保できる見通し。

【令和4年5月までの供給見込み】

(単位：回)

	12～1月	2月	3月	4月	5～8月	合計	割合
ファイザー	176,670	90,090	80,730	176,670	33,930	558,090	50.4%
モデルナ	168,300	62,100	136,050	92,550	90,150	549,150	49.6%
月別供給量	344,970	152,190	216,780	269,220	124,080	1,107,240	100.0%
ワクチン供給量累計	344,970	497,160	713,940	983,160	1,107,240		
接種対象人口 (2回目から 6か月経過)	月別	419,833人	162,041人	144,264人	183,927人	183,927人	
	累計	419,833人	581,874人	726,138人	910,065人	910,065人	

※約110万7千回分のワクチンは、5月末までに供給予定。

2 県内のワクチン接種の進捗状況

(1) 2月15日時点において、全人口約122万1千人に占める3回目接種率は10.7%、全国の接種率(11.1%)と同程度。

(2) 県内の全人口に占める1回目接種率は83.8%、2回目は83.2%と、全国でも上位の接種実績。

3 高齢者施設等の入所者・従事者への接種

重症化リスクが高い高齢者施設の入所者や従事者が早期に3回目接種を受けることができるよう、2月17日付で市町村に対し、接種の加速化を要請。

また、高齢者施設のほか、障害者支援施設、保育所、学校等においてもクラスターが発生していることから、これらの施設の従事者、教職員等が早期に3回目接種を受けられるよう、県や市町村の接種会場を活用し、接種を加速化。

4 県による集団接種の実施

市町村の接種体制を補完するため、接種対象者を18歳以上の方を対象とし、市町村に対し、接種券の前倒しでの発送を依頼済。

(1) 接種日程（4月以降も継続実施）

地域	接種会場	R 4. 2月	R 4. 3月
県央	ツガワ未来館アピオ	2/26(土)、27(日)	3/12(土)、13(日)
県南	江刺西体育館	—	3/5(土)、6(日)、19(土)、20(日)
計		2日間	6日間

(2) 予約状況（2/17 12時時点）

日程	会場名	予約枠	予約数	充足率	土日合計		
					予約枠	予約数	充足率
2/26(土)	ツガワ 未来館 アピオ	1,470	1,071	72.9%	4,410	1,446	32.8%
		2,940	375	12.8%			
3/5(土)	江刺西 体育館	540	380	70.4%	1,620	529	32.7%
		1,080	149	13.8%			

※モデルナ社ワクチンを使用。

(3) 県による集団接種の積極的活用のお願い

- ア 各市町村では、鋭意、接種券の前倒しの発行を行っているところであります、県の集団接種は、接種日の前日まで予約を可能としており、接種を希望される方は積極的に活用いただくようお願いしたい。
- イ 特に、高齢者施設のほか、障害者支援施設、保育所、学校等の施設の従事者等の方々は、クラスター発生防止等の観点からも積極的に活用いただきたい。

5 5歳から11歳までの小児への接種

- (1) 本年3月から開始予定との国の方針を踏まえ、広域的な接種体制の構築に向け、都市医師会単位での関係機関による協議の場の設置を県が働きかけ、円滑な接種開始を支援。
- (2) 特に、特別支援学校の児童及び在宅の医療的ケア児については、県においても医療機関等と調整のうえ、接種機会を確保し、3月4日（金）から特別支援学校の児童等への接種を順次開始。
- (3) 本人と保護者に、ワクチン接種のメリット・デメリットを十分に御理解いただくため、県のホームページやSNS、県独自に作成したリーフレットの配付により、正確な情報を提供。
- (4) 本人と保護者に安心して接種を受けていただくため、専門相談コールセンターにより、副反応等の相談に丁寧に対応。